

令和5年度 非常時の児童に対する措置の基準について —警報発令時等の登下校について—

標記の件につきまして、加古川市教育委員会は非常時の措置基準を定めています。本校も下記のとおり、加古川市措置基準に準拠して対応いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

気象警報等による臨時休業の判断は、午前7時時点の発表の有無が基準となります。テレビ、インターネット（気象庁ホームページ）等でご確認ください。

このプリントをよく見えるところに掲示して、1年間保管してください。

I 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報発表の場合の対応

◆ 午前7時の時点で、「加古川市」に警報発表の場合・・・

臨時休業

- ・報道機関によっては、「播磨南東部」と報道されることがありますが、「加古川市」が含まれていないと該当しません。かならず、「加古川市」が発表されているか、気象庁ホームページ等でご確認ください。
- ・午前7時の時点で学校からの連絡はありません。（ミマモルメは7時以降となります。）

◇ 始業時刻以降に発表された場合

- ・発表時刻、気象条件、通学路の状況、学校の実情を考慮して適切な措置を検討し、保護者の皆様にミマモルメでお知らせします。
- ・下校させる場合は、保護者の皆様にミマモルメでお知らせし、安全に下校できるよう下校指導等を行います。

II 地震（震度5弱以上）が発生した場合の対応

◆ 登校前に「加古川市」で発生した場合・・・

臨時休業

◇ 登下校中に「加古川市」で発生した場合

- ・登校中の場合、原則として登校ですが、安全確保が最優先です。状況に応じて適切に措置します。
- ・下校中に発表された場合、児童の安全確認を行います。

◇ 始業時刻以降に発生した場合

- ・揺れが収まるまで安全を確保し、揺れが収まったら、安全な場所（校庭や体育館等）に避難させます。
- ・下校させる場合は、安全状況を確認のうえ、適切に措置します。保護者の皆様にミマモルメでお知らせします。

III 竜巻注意情報発表の場合の対応

◆ 午前7時の時点で、「兵庫県」に発表の場合・・・

自宅待機（登校は注意情報解除後）

※発表後「有効時間は1時間」です。「解除」の発表は出されないため注意が必要です。

◇ 登校中に発表された場合

- ・原則として登校させますが、安全確保が最優先です。状況に応じて適切に措置します。

◇ 始業時刻以降に発表された場合

- ・舎外での活動をただちに中止し、舎内で活動させます。
- ・下校までに発表された場合、状況に応じて適切な措置を検討して対応します。

IV Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の対応

◆ 登校前に「兵庫県」と発信された場合・・・

自宅待機（登校は学校からの連絡後）

◇ 登下校中に「兵庫県」と発信された場合・・・

- ・児童の安全状況を確認のうえ、適切な措置を検討して対応します。

V その他の警報発表及び危険が予測される場合の対応

◇ 津波、高潮、波浪警報が「加古川市」に発表された場合

- ・登校前の場合、**自宅で待機**します。登校（または臨時休業）については、ミマモルメでお知らせします。
- ・登下校中の場合、**保護者及び児童の判断で、安全な場所に避難**し、安全を確認してから登下校します。安全確保が最優先です。
- ・始業時刻以降の場合、安全を最優先して適切に判断します。

◇ 落雷の危険

- ・登校前の場合、**自宅で待機**し、雷が遠ざかったのを確認してから登校します。
- ・登下校中の場合、**保護者及び児童の判断で、安全な場所に避難**し、雷が遠ざかったのを確認してから登下校します。

◇ 浸水等のおそれ

- ・警報が発表されていなくても、浸水等のおそれがある場合、安全確保が最優先です。箇所等については、通学路の変更等の措置を講じるとともに、安全面に十分配慮します。